

自分の命は自分で守るために はじめよう！住まいの耐震化

首都直下地震をはじめ、日本全国で大地震の発生が想定されています。その被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震化等が必要です。ぜひ補助制度を活用し、住宅の耐震化を進めましょう。

耐震診断

補助額
5万円を限度として、補助対象費用の経費の2分の1に相当する額

耐震改修

補助額
20万円を限度として、補助対象費用の経費の2分の1に相当する額

※昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象となります。
※その他条件がございますので、利用をお考えの方は耐震診断・耐震改修前にご相談ください。

出前講座を行っています！

役場職員が出向き、耐震化に関する補助制度について、詳しくご説明します。お申し込みは問い合わせ先へご連絡ください。



「地震に備える！」

住宅の安全対策

① 家具の固定

阪神・淡路大震災では、死者の80%以上が家屋の倒壊や家具等の転倒による圧迫死でした。まずは、家具や家電製品を固定しましょう。

家具の固定方法

原則は、L型金具等で壁下地にネジで固定。それが難しければ突っ張り棒等で固定します。
※特に寝ている場所やよくいる場所には家具や家電製品が倒れてこないようにしましょう。

② 窓ガラスの落下防止

昭和54年以前に着工された建築物の場合、窓ガラスの取り付けに硬化性パテを使っている場合があります。地震時に割れやすく、落下のおそれがあります。

対応策

- ・網入りガラス、合わせガラスに取り替える
- ・ガラス面に飛散防止用フィルムを貼る
- など

③ ブロック塀の安全対策

ブロック塀の中には鉄筋が正しく入っていないものなど、見かけはしっかりしているものでも耐震性に欠けているものがあります。日頃から点検を行いましょう。

チェックポイント

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ・塀の厚さは10cm以上か
- ・コンクリートの基礎があるかなど

※4月から通学路沿いのブロック塀を撤去する場合に、補助制度がスタートします。詳しくはお問い合わせください。

問 建設環境課 ☎ 65-1539

木の枝・刈草・葉などを受入れています

家庭から出る可燃ごみの中には、時期によって、せん定枝等（木の枝・刈草・葉など）が多く含まれていることがあります。町では、平成31年4月から、刈草やせん定した枝をたい肥化して活用するための取組みを始めます。今まで通り可燃ごみとして出していただくことも可能ですが、ごみの減量化に向けてぜひ皆さまのご協力をお願いします。

受付対象 家庭や、道路清掃など地域の公共の清掃活動で出た木の枝、刈草、葉など
※事業で発生したものは対象外です。

受付 毎月第2・第4火曜日（月2回）※祝日を除く

受付時間 ①9時～11時 ②13時～15時 ※12時～13時は現地受入れ不可

受付基準 せん定枝は直径5cm、長さ2m程度まで

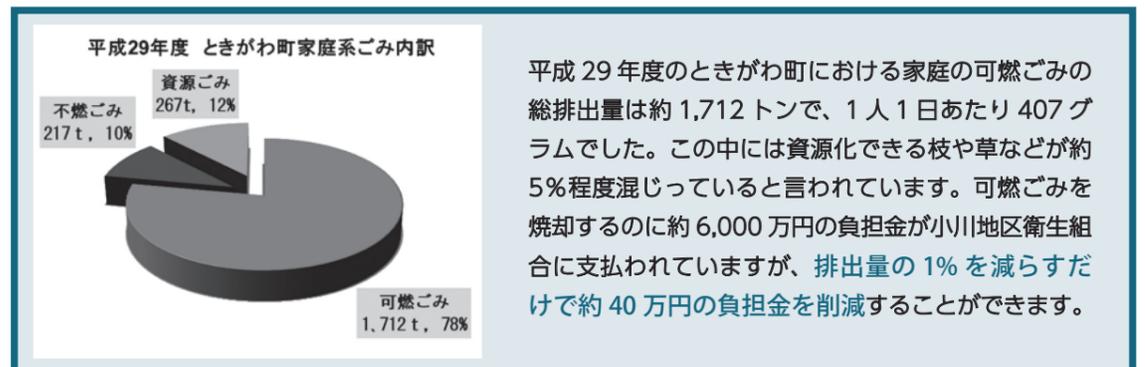
料金 無料

手順 ① 役場（建設環境課・町民課）で**証明書の交付を受けてから搬入してください。**
② 持ち込み場所（案内図参照）で係員が証明書と搬入物を受取ります。

注意

- ・ゆずやバラなどのような**とげのあるものやシュロは搬入できません。**
- ・木の枝と刈草は一緒に処理できません。**必ず別々に分別して持ち込んでください。**
- ・木の枝・刈草・葉以外のものが混ざっている場合は**持ち帰りになります。**
- ・草についた**土などをよく落としてからお持ち込みください。**

搬入場所



問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814